

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

### 資格確認書の再交付について

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、現在マイナ保険証利用登録をされていない方等には医療機関等を受診の際に必要な「資格確認書」を職権にて交付しております。

令和8年3月31日までに交付した「資格確認書」については、有効期限が令和8年11月30日となっており、有効期限前までにマイナ保険証利用登録をされていない方（下記の【交付の対象となる方】）には再度「資格確認書」を交付し、10月下旬頃に事業所様へお送りする予定としております。

※令和8年4月1日以降に交付の資格確認書の有効期限は令和13年11月30日となっておりますので今回の再交付の対象ではありません。

#### 記

#### 【交付の対象となる方】 ※令和8年9月末現在

- ①マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納した方
- ②マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- ④海外在住等によるマイナンバー未登録者
- ⑤マイナ登録をしているが申請により交付している方（要配慮者のみ）

- 現在お持ちの資格確認書は回収いたしません。有効期限の11月30日を過ぎましたら各自で廃棄していただくことになりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

※ただし、11月30日までに資格喪失等する場合は返納してください。

\* 以上の件につきまして、ご不明な点がございましたら 当組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課  
TEL：06-6385-2851